

大阪府済生会今宮診療所（甲岸町二一西成市民館内）
済生会今宮診療所

当診療所は済生会の全国組織の中でも済生会創設のころからの施設で、もとは浪速区内にあった。はじめ大正二年四月一六日恵美須町二丁目二二の借家において事業開始したが、同一三年四月貝柄町に新築移転し、もっぱら貧困者の救療を行うと共に、昭和三年一〇月からさらに夜間診療を開始した。その後さらに入院施設の要を感じ、一一年一月から大阪府今宮病院と改称、一三年五月全館改築したが、戦災で焼失した。戦後東田町の旧今宮保護所跡に建てられた今宮市民館内に開設されたが、同市民館が現在地に移り西成市民館となると同時に、本診療所も移転し今日に至っている。創設以来常に低所得階層の医療救護にあたっているが、特に三六年の釜ヶ崎事件発生以後一層地域のつながりに努め日常の診療に効果ある活動を続け来っている。

邦寿会今宮診療所（海道町）

本所は当初大正一一年創立の戎診療院が昭和二年六月海道町に移転し今宮診療院となつたもので、サントリーウイスキーの鳥井合名会社の経営であった。この戎診療院は大正一一年四月創立以来無料診療を行なつてゐたが、同一五年大阪市が天王寺市民館にて事業一切を継続したため、今宮診療院を当区に建てたもので、同じく医療保護事業を行なう豊崎・此花各診療院と連絡しつつ、本市南部貧民の治療を行なつてゐたが、戦後社会福祉法人となり邦寿会今宮診療所として現在も地区改善に貢献している。

今宮診療院

第八章 上下水道

一 上水道事業

イ 本市の水道事業

水道の布設

大阪市に水道が誕生したのは明治二八年一一月で、いまから七〇年前のことであった。当時の水道は淀川の水を桜の宮水源地で浄化して、大阪城の貯水池に揚水し、そこから自然流下で市内に給水するものであった。その後明治三〇年第一次市域拡張が実施され水道の需要が増加したため、明治三〇年ないし四五年に第一回拡張工事を施行したが、市勢の発展に伴つて淀川の河水が次第に汚染されたので、明治三七年頃から水源拡張予定地の調査が行なわれ、同四〇年に現在の柴島に水源地を建設することを決定、大正三年三月から給水されることとなつた。

この柴島水源地は、その後数次にわたつて拡張、増設、改良等の諸工事が行なわれ現在に至つているが、同水源地の面積は約五六万平方メートル（二七万坪）で、緩速および急速の過設備を備え、施設の給水能力は一日九八一、〇〇〇立方メートルで、水源地の規模としてはわが国最大である。しかし水道の使用水量は市勢の発展に呼応して急激に増加し、水源施設の増強が必要となつてきたが、淀

柴島水源地

庭窪浄水場

第八回拡張事業の着手

川の水質は近年にわかつに悪化し、柴島および庭窪の両水源地を併用することによって一日一、六六二、〇〇〇立方メートルの給水を確保しているが、早晚給水の不足が予想されるため目下昭和四三年度の完成を目指とし第八回拡張事業が施行されている。すなわち本拡張事業は、庭窪浄水場の拡充と豊野浄水場を新設することにより、一日給水能力七一〇、〇〇〇立方メートル（うち一〇〇、〇〇〇立方メートルはすでに使用）を増加せんとするもので、事業完成時の全給水能力は一日二、一八二、〇〇〇立方メートルとなる予定である。

ロ 当区に対する給水

市外給水
市内給水

明治末期頃大阪市周辺の町村で市へ給水を出願するものが多くなり、市としても第一回拡張の完成によって給水の余力もあり保健衛生、火災防止等の見地から放置するわけにいかなかつたため明治二九年二月から市外給水を開始することとなつた。（市外給水料市内の五割増）しかしこの際の市外給水先の町村は関西本線以北の難波村・今宮村・木津村・西浜町などで早速第一次市域拡張によつて市内に編入される区域であった。その後編入実現してからは一般に市外給水は行なわれず、ただ三七年二月陸軍の依頼によつて西成郡勝間村天下茶屋陸軍予備病院ならびに阿倍野伝染病院への給水が特例と

水道布設

して認められるのみであつた。そして病院閉鎖後配水管撤去の予定となつてゐたが、天下茶屋陸軍予備病院は四〇年二月に在韓国増設師団が同所へ引上げ収容されたため再び給水された。（水道六十年史四八五頁）

しかし第二回水道工事完成によつて多年熱望の市外給水も認められることとなつて、当区内町村は相つて給水をうけた。すなわち津守村は大正三年三月三〇日より、今宮村は三年六月一二日、勝間村は五年五月五日、粉浜村は一三年九月三日から本市よりの給水をうけた。その後一四年四月の第二次市域拡張によつてこれらの町村は市域に編入されたが、区勢の発展に応じて使用水量も増加したため、その後配水管を増設して今日に至つた。

現在当区の給水に關係のある大口径の配水管（配水幹線）をあげると、つぎの通りである。

幹線名	形 状	給水区域
住吉幹線	基部口径一五〇〇ミリ	区の北部
今宮幹線	同 一五〇〇ミリ	区の南部

ハ 水道のサービス機関

区内のサービス機関としては、当初市域に編入された大正一四年に玉出出張所が設けられ、配水管の監視、給水装置の修繕料金、メーターの取替、料金修繕料の計算等が行なわれ、昭和三年から給水工事をも取扱つた。その後昭和一二年に従来の出張所は業務所と改称され、当区千本通三丁目に西成

業務所が設けられ市民サービスの面が充実された。また本業務所は戦災によつて焼失したため、一時区役所内で業務がとられた。

粉浜営業所

二丁目に粉浜営業所が設けられ、当区はその営業所の管轄となり現在に至つてゐる。営業所で取扱われている業務は、使用の許可、使用水量の計量、料金、給水装置工事の設計、施行などである。

ニ 工業用水道

西大阪の工業地帯は、昭和初期から地盤が沈下しはじめたが、最近では高台の上町丘陵を除いた全地域に波及している。当区の沈下量は、此花、西淀川などの沈下激甚区と比較すると軽微ではあるが、それでも区内旭南通付近では、昭和九年ないし三八年までに約五二センチ沈下している状態である。

他方この地盤沈下の原因としては、地下水の過剰くみ上げに伴う地下水位の低下に起因するというのが定説となっている。そこで本市では昭和二六年三月地盤沈下対策の一として、地盤沈下の最も激しい此花、福島両区を対象とする工業用水道の建設に着手し二九年六月から給水を開始した。そして引きつづき拡張を重ねた結果、施設の給水能力は一日一六一、五〇〇平方メートル、給水区域は此花・福島・西淀川の各区および大淀・東淀川・南区の一部となつた。

この間昭和三一年には工業用水のくみ上げを規制する工業用水法が制定され、三三年一二月上記地域に同法が適用され（第一次地域指定）、定められた基準以外の井戸は原則として新設できないことと

工業用水道
建設着手工業用水法
の制定

当区への
制限

なつた。しかしその地域内でも既設の井戸は使用できたため多量の地下水がくみ上げられ、それ以外の地域でも地下水が多量に使用され、地盤沈下は依然として進行した。こうした点から昭和三六年の第二室戸台風が来襲した際は、市の中央部まで浸水し甚大な被害をうけた。

そこで昭和三七年五月に工業用水法の一部が改正されて、新設井戸の規制が一段と強化される一方既設井戸でも許可基準に合わないものは、工業用水道施設が完備してから一年以内に使用できないこととなつた。また昭和三七年一〇月には都島・東成・旭・城東の各区および大淀・東淀川両区の各一部が第二次地域指定をうけ、翌三八年六月には当区のほか港・大正・浪速の各区および住吉区の一部が第三次地域指定をうけた。

このため本市においては、目下これら指定地域を対象とする工業用水道の建設を急いでいるが、当区などを対象とする第四回拡張事業の概要を示すところの通りである。すなわち第四回拡張事業は区内の津守町内に西成浄水場を造り、下水を処理浄化して工業用水を確保せんとするもので、給水能力は一日六〇、〇〇〇立方メートルである。

西成浄水場施設

取水設備	取水管	一条
取水ポンプ	五台	

淨水設備	沈でん池	二池
------	------	----

薬品注入設備 一式

配水設備 配水ポンプ 五台

配水管(口径一三五〇~七五ミリメートル) 四四、四二三メートル

給水区域 西成区・大正区・浪速区・住吉区

完成予定年度 昭和四〇年度

津守浄水場

なおまた大阪臨海工業用水のため当区津守町西四丁目二に津守浄水場がある。すなわち目下本市および大阪府が大阪南港および堺港に臨海工業用地の造成につとめているが、これに対する工業用水供給を目的として、大阪府、市が共同の工業用水道を建設することとなり、本市は大阪臨海工業用水道組合の委託を受けて昭和三五年度から同工事に着手、三九年四月から施設の一部を使用して堺港造成地に給水を行なった。

この臨海工業用水は、桜之宮取水場(都島区中野町)で淀川の水を取水し津守浄水場で浄化して、前記造成地域に給水するもので、津守浄水場にはつきの施設が造られている。

津守浄水場設備

淨水設備	沈でん池	四池
配水設備	配水ポンプ	六台
配水管	(一、三五〇~二五〇ミリメートル)	一七、五八〇メートル
給水能力	一日	二〇〇、〇〇〇立方メートル

二 下水道事業

イ 下水道事業の沿革

当区における下水道施設は、幾多の改良を重ねながら整備されきたつたものであるが、そのうちの主な事業についていうと、まず最初にあげられるのが、都市計画第三期下水道事業(起工昭和三年九月)

である。元来本市における地勢は大部分が平地であるため流水極めて緩慢で、ために豪雨の際など道路溝渠に溢れ、あるいは悪水停滞し伝染病発生の原因となることがあった。他方本市では大正一、二年都市計画第一期事業、また大正一、二年五月都市計画第二期下水道事業を実施して、これらは本区地域に関係なく、昭和三年より同一二年度に施工された第三期下水道事業で当区の下水道改善が行なわれた。これによって後述の今宮・玉出の二系統に分かれ、その大部分の管渠および抽水所を建設し一応整備されることとなつた。管渠延長一四七、八一〇メートル、抽水所二カ所(津守・粉浜)

かく都市計画第三期下水道事業によつて排水施設の大部分が整備され浸水のおそれは一応解消することになつたが、市政の発展に伴う人口の増加と工業化とは使用水量の激増に加えて、水洗便所の増加などから市内河川の汚濁などみられ、近代的下水処理実現のために第四期下水処理事業(昭和六年四月起工)が施行され、当区においても抽水所に隣接して津守処理場が建設された。

かくて戦後の下水道事業としては、戦災区域に対する戦災復興事業、高潮対策事業による排水施設あ

第四期下水処理事業

都市計画事業

戦後の下水

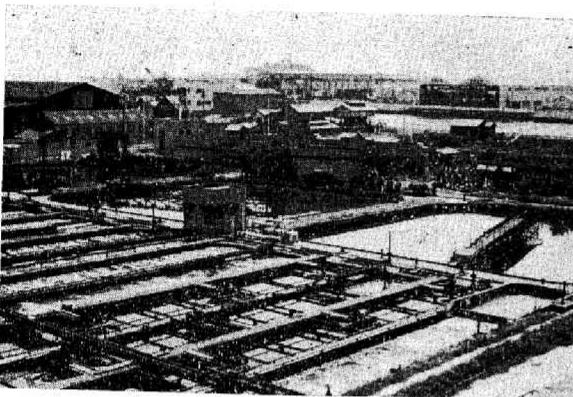
るいは十三間堀川以西に対する下水一〇カ年計画などが数えられるが、まず戦災復興事業は戦災地域の萩之茶屋、天下茶屋、玉出、元木津が指定され、これら街路の付替に伴つて廃道下水管を新設街路に布設替する事業であり、昭和二五年度より現在までにほぼ全体計画の八八パーセントにあたる一四、二八五メートル完成、目下家屋移転に伴う付替工事を継続中である。つぎに高汐対策事業では、ジエーノ台風後本事業によって防汐堤の築造をみたが、他面この完成によって自然排水が困難となること、また地盤沈下により既設ポンプ場の能力不足、さらには万一高汐が堤防を越した時の緊急排水の必要な理由から抽水所の新設、あるいは既設抽水所の増強がなされた。すなわちこれによつて津守町西七丁目に天津橋抽水所が新設され、津守抽水所に停電に備えてのディーゼルポンプの増強がなされた。つぎに一〇カ年計画は三五年度より四四年度に至る一〇カ年事業で十三間堀川以西について浸水の解消、河川汚濁防止ならびに水洗化を目的とするもので、現在までに管渠延長約五二〇〇メートルと排水ポンプの強化が完成した。

ロ 当区下水道の現状

本区の現況

以上の諸事業の実施から現在の当区下水道はおおむねつぎの四地域に分割することができる。

- (イ) 十三間堀川・浪速区・阿倍野区との境界並びに新開通によつて囲まれた地域
右は津守処理場に流入し現在処理可能区域である。
- (ロ) 十三間堀川・新開通・阿倍野区・住吉区境界によつて囲まれた地域



下水系統

右は粉浜抽水所を経て住吉処理場に流入する地域で同様処理可能地域である。

- (ハ) 十三間堀川、木津川・入船橋に交わる東西線とに囲まれた地域

右は津守処理場に流入する地域である。

- (二) 十三間堀川、入船橋に交わる東西線、木津川、住吉区境界に囲まれた地域

右は天津橋抽水所を経て、あるいは直接住吉処理場に流入する地域である。

なおイ・ロの区域のうち東部高台地の部分の雨水は十三間堀川に自然放流し、汚水は処理場に流入している。

かくて系統として、今宮南幹線（前記(イ)の部分にあたるもの）、山王町、西萩町より津守処理場に至るもの、玉出幹線、粉浜～加賀屋幹線（前記(ロ)の部分にあたるもので千本通から粉浜抽水所に至り、雨水は十三間堀川に排出され、汚水は加賀屋町より住吉区南加賀屋町の住吉処理場に至るもの）、天津橋南、天津橋～住吉幹線（前記(二)の部分にあたるもので、津守町東六丁目より津守町西七丁目の天津橋抽水所に至り、雨水は木津川に排水さ

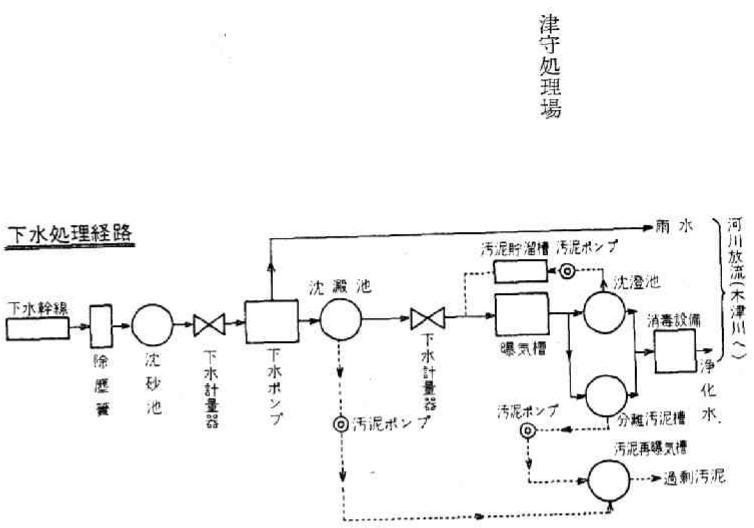
れ、污水は加賀屋町より住吉処理場に至るもの)の三者に分かれている。
そこで現在当区に関連する処理場およびポンプ場施設を列記する
とつぎの通りである。

津守処理場

所在地 西成区津守町西五丁目四四

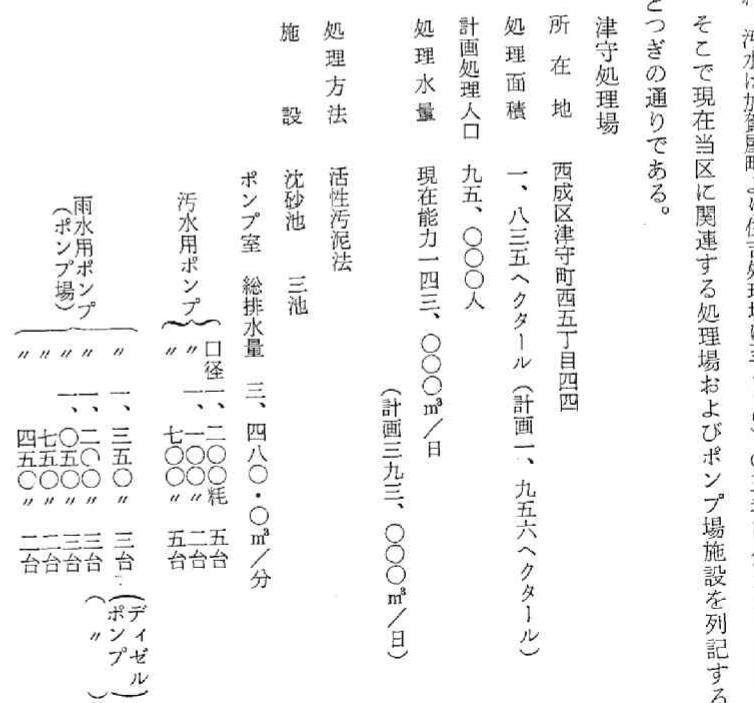
処理面積 一、八三五ヘクタール(計画一、九五六ヘクタール)

計画処理人口 九五、〇〇〇人

処理水量 現在能力一四三、〇〇〇m³/日 (計画三九三、〇〇〇m³/日)

津守処理場

河川放流(木津川へ)



住吉処理場

所在地 西成区南加賀屋町

処理面積 二一五ヘクタール(計画一、七二四ヘクタール)

計画処理人口 五一七、〇〇〇人

処理水量 現在能力五五、〇〇〇m³/日 (計画一八一、〇〇〇m³/日)

施設	沈殿池	二池	曝気槽	六槽	再曝気槽	一池	施設	沈砂池	二池	污水用ポンプ室	総排水量	ポンプ室	沈砂池	三池
處理面積	二一五ヘクタール	(計画一、七二四ヘクタール)					處理方法	活性汚泥法						
處理水量	現在能力五五、〇〇〇m ³ /日	(計画一八一、〇〇〇m ³ /日)					處理面積	一、八三五ヘクタール	(計画一、九五六ヘクタール)					
處理方法	活性汚泥法						處理水量	現在能力一四三、〇〇〇m ³ /日	(計画三九三、〇〇〇m ³ /日)					
所在地	住吉区南加賀屋町						所在地	西成区津守町西五丁目四四						

住吉処理場

沈殿池	二池	曝気槽	六槽	再曝気槽	一池	ポンプ室	三池
沈砂池	一槽	汚泥貯留槽	二槽	汚泥ポンプ室	一棟	ポンプ室	三池
分離汚泥槽						污水用ポンプ	五台
分離槽	二槽					口徑	三、四八〇・〇m ³ /分
濃縮槽	二槽					耗	二、五五〇
汚泥ポンプ室						台	五台
予備曝氣槽	五槽						
再曝氣槽	六槽						
汚泥ポンプ室	一棟						

住吉処理場

沈殿池	二池	曝気槽	六槽	再曝気槽	一池	ポンプ室	三池
沈砂池	一槽	汚泥貯留槽	二槽	汚泥ポンプ室	一棟	ポンプ室	三池
分離汚泥槽						雨水用ポンプ	五台
分離槽	二槽					口徑	三、四八〇・〇m ³ /分
濃縮槽	二槽					耗	二、五五〇
汚泥ポンプ室						台	五台
予備曝氣槽	五槽						
再曝氣槽	六槽						
汚泥ポンプ室	一棟						

住吉処理場

粉浜抽水所

抽水所
西成区史各説

所 在 地 住吉区粉浜西の町一丁目六
排水面積 二四九・八六ヘクタール
排水量 四三九・一³m³/分

排水ポンプ
雨水用 ▲□口径 九〇〇〇五五耗
污水送用 ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲耗
（ディーゼルポンプ）

天津橋抽水所
所 在 地 西成区津守町西七丁目五三の三
排水面積 八五ヘクタール
排水量 二二五・〇³m³/分

污水送用

▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲耗
二台台台台台台台

浜口抽水所
所 在 地 住吉区南加賀屋町

排水面積 九〇一・八ヘクタール
排水量 一、九一四・〇³m³/分

排水ポンプ
雨水用 ▲□口径 六〇〇〇耗
（計画）

▲▲▲▲▲▲▲▲耗
一台（内一台ディーゼルポンプ）

排水ポンプ
雨水用 ▲□口径 一、五五耗
（計画）

▲▲▲▲▲▲▲▲耗
三台（ディーゼルポンプ）

排水ポンプ
雨水用 ▲□口径 一、二二耗
（計画）

▲▲▲▲▲▲▲▲耗
二台（ディーゼルポンプ）

排水ポンプ
雨水用 ▲□口径 一、八〇〇〇耗
（計画）

▲▲▲▲▲▲▲▲耗
三台（ディーゼルポンプ）

排水ポンプ
雨水用 ▲□口径 一、三五耗
（計画）

▲▲▲▲▲▲▲▲耗
二台（ディーゼルポンプ）

排水ポンプ
雨水用 ▲□口径 一、二二耗
（計画）

▲▲▲▲▲▲▲▲耗
二台（ディーゼルポンプ）

第九章 官公署

西成区役所（西皿池町三四番地）

開区役所設

最初の区
庁舎

当区は大正一四年四月一日旧西成郡今宮町、王出町、津守村、粉浜村の四ヶ町村が大阪市に編入されて発足をみたものであるが、区役所の位置については利害にもつとも密接な関係があり、地元各町村間に猛烈な奪い合いによる各種の陳情が相つぎ、市も事態の紛糾を憂慮し当初静観主義をとっていたが、大正一四年二月一八日に至り府市当局および編入町村長協議の結果おおむね内定をみた。しかしその後においても種々の経緯があり、最後的には三月二三日の市参事会で決定をみ、二七日付をもつて告示された。この結果当区域は、当分の間花園町三四九番地の一（現五二番地）の旧今宮町役場をもつて区役所とすることと決定し、役場の建物をそのまま区庁舎に充當した。（ただし敷地は借地であった）

しかしこの庁舎は、すでに今宮町時代から狭隘をつげ、また構造も粗末で増改築についてしばしば町当局で協議をみてきたところであるが、遂に着手に至らず市域編入となつたものである。ところが区役所となつて多数の吏員を収容し事務の増大を見るにおよんで從来町議会の会議場として使用して

いた階上の構造を変更して事務室とし、また使丁室の不足を補うため庁舎裏側の物置を改造して使丁室として一時をしのいだ。さらに同年八月二九日実施された西成区議員の総選舉執行の際も止むを得ず、今宮第四尋常小学校雨天体操場兼講堂を使用し、その後の区会ももっぱらこの学校を使用した。参考に当時の各町村役場の規模をみるとつぎの通りである。

各町村役場
花園町三四九の一（現五二番地）
今宮町役場

庁舎	木造スレート葺二建階	一一三・五〇坪
付属舎	木造スレート葺平家建三棟	二九・〇〇
倉庫	木造瓦葺平家建	六・〇〇
納屋二棟	木造亜鉛鋼板葺平家建	三〇・〇〇
便所	木造スレート葺平家建	一・二五

玉出町役場	玉出町五八七の二（現玉出本通二の二三）	三五・四三
本館	木造瓦葺二階建	二・〇〇
代書人詰所	木造瓦葺平家建	一五・〇〇
物置	木造瓦葺平家建	一〇・〇〇
同	木造生子板葺平家建	七・〇〇
消防詰所	木造瓦葺平家建	一・〇〇
掲示場および門	同	六・二五
応接室		

玉出町役場	玉出町五八七の二（現玉出本通二の二三）	三五・四三
本館	木造瓦葺二階建	二・〇〇
代書人詰所	木造瓦葺平家建	一五・〇〇
物置	木造生子板葺平家建	一〇・〇〇
同	木造瓦葺平家建	七・〇〇
消防詰所	木造瓦葺平家建	一・〇〇
掲示場および門	同	六・二五
応接室		

津守村役場
本館 煉瓦および木造鋼板葺三階建 一六三・〇〇
応接室および宿直室 木造瓦葺二階建 二四・〇〇
便所 木造瓦葺平家建 一・〇〇
消防用器庫 木造スレート葺平家建 六・二五
同（二棟） 木造亜鉛板葺平家建 五・五〇
防疫用器庫 木造瓦葺平家建 三・七五

千本通の
庁舎

新庁舎の
建設

その後昭和二年四月に至り、千本通三丁目に庁舎が竣工し花園町庁舎から移転した。しかしその後の区勢の急激な伸長から取扱事務も激増し昭和一八年の本市二三区制実施の前後にはすでに狭隘をつげ、新庁舎建設の声が高まるに至つた。かくて二四年の市会にし東皿池町の国道一六号線沿いの一〇二八坪の地に建築をみるとつに決定をみたが、その後木造が鉄筋に変更され二九年三月一六日岸里小学校において起工式が挙行された。かくて約九カ月の日数と九五五〇万円の工費をもって同年一月三〇日竣工、一二月八日新庁舎講堂において竣工式を行ない、同月一〇日から新庁舎で事務開始した。本庁舎は特に彩光と色彩に意を用いた近代的建物で、三階には大小会議室があり、講堂は文化センターとしての機械をもつ区庁舎として他区に先じる自慢の建物であった。

庁舎明細

所在地 西皿池町二二の一、二四の一、東皿池町二八、二九の三、三〇番地

保険課序舎

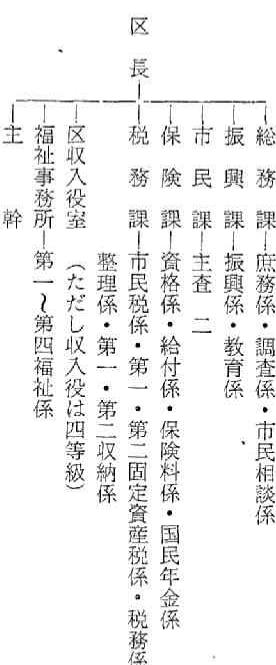
なお三六年四月一日から開始された本市民健康保険実施に先立つて、三五年一月から区役所に保険課が新設されたが、すでに序舎に余裕がなかつたため取あえず講堂を改装して事務室とした。しかし不便であったため裏側のテニスコートを利用、三八年三月保険課序舎を落成せしめ、三月二十五日から事務開始した。

延 建坪 五七六平方メートル、鉄筋コンクリート造二階建

区の職制

つぎに区の職制の変せんについては、大正一四年四月区創立当時区長のもとに、庶務・学務・戸籍・税務・会計の五係があつたが、昭和二年三月末学区廃止とともに学務係が廃止され、一二年七月戸籍係が戸籍兵事係と名称を変更、一三年五月団体係がおかれ、一四年一〇月はじめて課制（庶務・総動員・税務の三課および会計係）をした。その後一七年六月庶務・兵事戸籍・市民・税務の四課となり、一九年一〇月庶務課は防衛課と改められ、二〇年四月には庶務・戸籍・市民・税務の四課制および会計係、二一年二月庶務・市民・税務の三課と会計係に、二二年七月庶務・市民・税務・会計の四課制、二五年八月庶務・市民・主税・徵収・会計の五課制、二七年四月庶務・市民・税務・会計の四課制をとつた。さらに三五年一月に保険課が新設され、三八年七月会計課を区収入役室と改称、三九年七月には大阪市福祉事務所規則の一部改正（昭和三九・七・四大阪市規則第一一〇号）により福祉事務所が区長の所管となつた。その後四二年六月二七日総務・振興・市民・保険・税務の各課および区収入役室ならびに福祉事務所と改正された。

この間課制とは別に三一年一〇月市民相談室が設けられたが、前記四二年六月の改正で総務課に市民相談係を置くこととし、同相談室は廃された。なお四三年七月市民課は係制を廃し主査制をとつた。これは市民課窓口一元化に伴ない従来のたて割を改め横割体制をとつたためである。現在職制は次のとおりである。



昭和四三年五月一日現在区職員は三〇三名（うち男子二五七名、女子四六名）である。
区創設以来の区長名はつぎの通りである。

	氏名	就任年月日	退職年月日
初代	野々田為吉	大正一四年四月六日	昭和六年五月一日
二代	広岡彌	昭和六年五月一日	一〇年五月二四日
三代	松村義太郎	一〇年五月二四日	二年七月一日
四代	梅原和三郎	一二年七月一日	五年八月二十四日
五代	吉田莊太郎	一五年八月一日	八年一月三日
六代	寺島圭三	一八年一月二三日	二〇年九月一日
七代	石川為藏	二〇年九月一日	二三年一〇月十四日
八代	井口銀治	二三年一〇月十四日	二七年三月三日
九代	明石果	二七年三月三一日	三年四月四日
一〇代	萩野敏男	三年四月四日	三七年一〇月八日
一一代	小島誠	三七年一〇月八日	三八年六月二七日
一二代	顧谷泰三	三八年六月二七日	四一年一〇月一日
一三代	杉原一男	四一年一〇月一日	現在

西成警察署（海道町二五番地）

本署は大正八年四月二一日住吉警察署から分離し、今宮警察署として独立したものである。当初

今宮警察署

今宮町曳船一四七番地に仮建築しその庁舎としたが、翌九年五月一五日今宮町字海道畠六八〇に本庁舎（建築費四万五〇三五円）を建設し移転した。そして昭和一八年大阪市の分増区に伴う警察署廃合によって、区名を冠し西成警察署と改称した。しかし二〇年三月一三日の空襲でこの庁舎は不幸焼失したため、一時萩之茶屋小学校を仮庁舎としたが、二一年五月一五日戦時中捕虜収容所として使用された施設を庁舎に改築し萩之茶屋小学校から移転した。ところがこの庁舎も戦後の応急施設であり、かつ著るしく狭隘であったことから、三三年三月総工費二九五九万七千余円を投じて現在の庁舎を完成了した。

建坪延 三六七・五八八坪 鉄筋コンクリート造三階建

本署の管轄区域は大正八年四月の創設当時今宮町・玉出町・津守村と天王寺村を管轄したが、大正一五年阿部野署の新設で多少の変更があり、さらに昭和一八年区の区域と一致されることとなった。署の組織は現在総務課三係、刑事課五係、防犯課五係、警備課、交通課、警ら課（二課四係）の七課一九係に分れているが、府下警察署中最重要地区の一つとして、府警察中第一の陣容（警員数四七八名、昭和四三・八・一現在）を容している。

西成消防署（東皿池町一四の一一番地）

大正一四年大阪市編入とともに從来の消防組は一せいに解散となり、本区々域は南消防署の管轄となつた。ところがその後西成、住吉区内には大小工場、飛田遊廓、住吉新地等の繁栄並びに一般住宅

沿

革

の逐年増加に伴い、消防署を新設する要を生じた。かくて昭和四年一一月当区海道町一〇番地に新庁舎に建設に着手し五年三月庁舎完成に伴うて四月一日南消防署より分離し今宮消防署を開設するに至った。その後一八年一二月今宮消防署を西成消防署と改称、ついで一九年二月住吉消防署の新設により住吉区を分離したが、二〇年の相づぐ空襲により市内の大半が焼失、閉鎖の止むなきに至った。

かくて同年六月二九日阿倍野消防署に合併され、名称も阪南消防署（二三年二月再び阿倍野消防署と改称）となつたが、二三年三月七日自治体消防となつた際西成消防署として新発足をした。その後管内の復興目覚ましく、消防施設増強の要が強く呼ばれ、二六年六月には西成防火協力会を主体とする建設委員会が設置され、一八年四月東皿池町五番地先の国道二六号線沿いに現在の庁舎の竣工をみ、本署と海道・津守の両出張所をもつて区内の火災予防にあたることとなつた。

本署 敷地 一五八平方メートル 建物 六五八・〇八平方メートル

鉄筋コンクリート一階建一部塔付

今池出張所（海道町一〇番地）

敷地 六八六・四平方メートル 建物 一八六・六八平方メートル

木造スレート葺洋館二階建（昭和五年三月竣工）

津守出張所（津守町東五丁目五〇番地）

敷地 三三一・一五平方メートル 建物 一一三・七五平方メートル

鉄筋コンクリート造一部二階建

主力機械の状況

- 常備車 ポンプ車（無繩付）二台、タンク車一台、ポンプ車三台
- 放水塔車（無繩付）一台、救急車一台
- 予備車 ポンプ車一台、タンク車一台、ダッヂ車一台、広報車一台
- その他指令車一、合計一三台

対象建物

映画館一八、カフエー・キャバレー等四、遊技場麻雀屋九三、待合・料理店一六二、飲食店一五七九、百貨店（店舗）二、マーケット市場一七、旅館宿泊所一五一、共同住宅・寮七九六、病院八、診療所一五、更生児童福祉救護の各施設一二、幼稚園八、小学校一五、中学校五、高等学校一、各種学校四、公衆浴場九三、駅一、神社教会七、工場作業場六二八、車庫三九、倉庫二九、官公庁二二、銀行二二、事務所五、変電所五、アーケード一、商店街二九、危険物九六八

外廓団体

西成防火協力会、公衆集合場防火研究会、危険物研究会、自衛消防隊研究会、大阪市防災管理協会西成支部、その他少年消防クラブ、防火推進モデル地区、消防相談連絡所

西成税務署（千本通二丁目一七番地）

本税務署は昭和一八年八月七日の税務署官制の改正によって浪速税務署（昭和一五年八月一日南・住吉両税務署より分離）より独立し、西成・住吉の両区を管轄し、仮庁舎を浪速税務署内に置いた。その

後庁舎は戦災により焼失したため、南海通二丁目玉出小学校宮之下分校に移転したが、二二二年七月一日再び税務署官制の改正によつて、住吉税務署が新設され、その管轄区域が西成区のみとなつた。そして二三年庁舎の新築をみたが、さらに四二二年二月一五日現庁舎が落成し現在に至つてゐる。

敷地 一、一八三平方メートル 建物 一、六四八・三平方メートル
鉄筋コンクリート三階建（昭和四二年二月一五日落成）



西成府税事務所（西皿池町二五番地）

本所は昭和二五年シャープ勧告による地方税制の改正により大阪府税務機構が強化拡充されるに伴い、府税に関する事務を処理するため、二十五年六月一日開設されたもので、当区および住吉区をその管轄区域とした。開所当時は住吉区万代西三丁目六番地学校法人帝工学園の一部を借用し、仮事務所として発足したが、その後二六年一月五日西成区西皿池町二五番地へ木造厚型スレート葺二階建の庁舎を新築して、三九年に至つた。しかしこの間台風による破損と老朽化の度合いも進み多々不便

沿

革

を生じたので、新築建替えすることとし、三九年二月一日一時住吉区長狭町四七番地のもと協和銀行住吉支店建物を借用し竣工までの仮事務所とした。そして四〇年三月新庁舎に移転現在に至つている。

敷地 一、二五〇平方メートル 延坪 二、一四五平方メートル
機構 (総人員八二名、昭四三・八・一現在)

所長
〔総務課（庶務・調査広報二係）
納税課（管理・納税第一、第二、整理四係）
課税課（法人事業税・個人事業税・不動産・自動車税・料飲諸税四係）

西成郵便局（手本通二丁目七番地）

本局（前身明治四〇年三月一六日、開設天下茶屋郵便局）は昭和一二年八月一日柳通一丁目に西成郵便局として開局をみたものであるが、二〇年六月一五日の空襲で局舎を焼失、翌一六日より橋小学校を仮局舎とし、九月一六日もとの天下茶屋郵便局跡に移転し業務を行なつた。そして一四年六月一日通信省が郵政省と電気通信省に分離したため、その電信課は西成電報局となつた。三六年一二月四日千本通二丁目に局舎を新築、今日に至つてゐるが、本来の郵便・集配・為替貯金・保険年金業務のほか電報電話の委託事務も行なつてゐる。

敷地 一、二四一平方メートル 建物 一、五九〇平方メートル
鉄筋コンクリート三階建

区内特定郵便局

局名	開設年月日	敷地面積 平方メートル	延建築面積 平方メートル
西成山王	昭和九・三・一	四九・五八	七七・六八
西成今池	大正一〇・七・一	六一・四八	七一・八〇
西成田端通	昭和八・八・六	七四・三八	四〇・六六
西成津守新道	同一五・八・二	五五・〇四	六六・二四
西成千本	同一八・一二・一六	二七・一七	四八・四二
西成玉出	同二三・二・一	三四・九〇	四八・八五
西成津守町	大正一二・一・一六	一三〇・五六	六三・九〇
西成鶴見橋	昭和四・九・一六	五〇・七一	五五・五七
西成新開	同二四・三・一六	五九・五〇	七四・三八
西成桜通	大正一五・二・一	四四・九九	六二・〇八
西成天下茶屋	昭和二・一〇・一	六八・八二	六七・三七
西成松通	同一〇・一二・六	二五・二五	二七・三七
西成萩之茶屋	大正三・九・一	一一四・八二	八一・六五
西成出城	昭和三四・二・一六	八五・三三	六九・四二
西成北天下茶屋	同三七・七・一六	五八・二二	六七・七三

天下茶屋電報電話局（有楽町一七番地）

区内において電話交換事務は、明治四三年四月一六日天下茶屋郵便局（もと天王寺村四八番屋敷所在）で三九名の加入者を対象に開始したのにはじまっている。そして同年一〇月二一日電信事務（無配）も行なわれた。その後郵便局舎の移転、昇格等の変せんがあつたが、昭和二年九月三〇日天下茶屋郵便局電話分室として総工費一五万六八七四円余で鉄筋コンクリート造二階建の現局舎を完成、同年七月二九日から業務を開始し、自動交換方式を採用した近代的な電話局となつた。そして一二年三月天下茶屋—大阪間に自動即時通話方式（ブームメータ）を実施し、一六年七月天下茶屋郵便局における電話事務を大阪中央電話局に編入し大阪中央電話局天下茶屋分局となつたが、二〇年の空襲では七三七件の焼失、加入者に加え二二七九件の障害加入者が発生、総加入者三七二三件中実働加入者僅かに四六二件と激減した。

戦後二四年電気通信省が発足し、同年八月大阪天下茶屋電話局と呼称し大阪木津管理所の所管となつたが、さらに二七年八月日本電信電話公社が発足し大阪木津地区電話局天下茶屋分局となつた。他方加入者希望者は年々累増したため三二年三四五九万五千円で局舎増築を行ない、二七年一月には組織改正で大阪難波地区管理部に属する天下茶屋電話局となつた。そして同年二月大阪市内局番の三数字化が実施され、天下茶屋局は六五一・六六一となつた。その後三九年二月一日天下茶屋電報局を統合し、天下茶屋電報電話局となり現在に至っている。なおまた局舎は三九年一一月新局舎の新築工事

に着手、四一年一月鉄筋コンクリート造地上三階、地下一階のスマートな建物となり、四一年一月使用開始した。かくて從来の局舎と併せ、敷地面積四七七九平方メートル、建築面積三一八八平方メートルとなつた。

なお当区の一部を管轄するものとして戎電話局(631・632・633・641所管)、桜川電話局(561・562・568)がある。

大阪港労働公共職業安定所西成出張所（東萩町二八の二）

本所は、はじめ昭和一三年七月一日西成労働紹介所として、旭南通五の三に発足したが、二〇年一〇月甲岸町三二に移転。ついで二五年五月東萩町二八番地新築移転した。そして三六年一二月総工費一三〇〇万円を投じて同地に鉄筋コンクリート二階建を完成した。業務は失業者の日雇紹介、常用紹介および失業保険等の日雇労働者の生活安定にあるが、西成事件発生以来特に重要な使命を果し來つている。



公共職業安定所西成出張所

敷地 一、六九八・六五平方メートル 建物 四六〇・八一平方メートル

名称の変せん

昭和二三年七月一日	西成労働紹介所
一六年二月一日	大阪國民労働指導所西成出張所
一七年三月一〇日	阿倍野國民職業指導所西成分室
一九年三月一日	阿倍野國民勤労勤昌署西成分室
二〇年一〇月五日	西成日雇労働署
二一年四月八日	西成公共労働安定所
二三年六月三〇日	阿倍野公共職業安定所西成労働出張所
四一年四月一日	現名称となる

玉出社会保険事務所（玉出本通りの一三番地）

本所ははじめ昭和一二年大阪府玉出健康保険所の名称のもとに当区田端通に設置されたが、一八年四月管轄区域の整理に伴い大阪府天王寺健康保険出張所に吸収統合された。そしてその後三六年七月一日再び西成区・住吉区を管轄区域とし、名称も玉出社会保険所として現在地に設けられ今日に至っている。業務として健康保険法、日雇労働者健康保険法、厚生年金保険法の施行に関する事務を取扱つて、関係団体として社会保険委員会、財團法人大阪府社会保険協会玉出支部がある。

敷地 四〇〇・三平方メートル 建物 四〇三・九六平方メートル

沿

革

土木局南工営所（南海通二丁目二四番地）

沿

革



旧 土木局南工営所

本所は昭和二九年七月玉出新町通二の一二に移るまで阿倍野区旭町一丁目四六番地にあった。すなわち昭和一九年一月全市の土木施設の維持および工事実施のため、市内を東西南北の四管区に分割し、それぞれ工営所を置いたが、当時は防空施設の整備、疎開事業の施行が主であった。そして戦後は荒廃した戦災後の復興事業に従事、その後も土木事業の第一線事業所として現在に至った。本所はじめ阿倍野・東・南・天王寺・浪速・西成・住吉の七区を管轄していたが、二九年七月中央工営所の完成に伴い、関西線以南の阿倍野・西成・住吉・東住吉の四区担当となつた。

最初の旭町事務所はもとの電気局高速建設課が地下鉄工事に際し、事務所として建設したものであったが、新町通の建物は以前同所に出張所があり、またその建物も戦時中玉出小学校の分校として利用されていたものである。なおまた從来下水係のみ、天王寺区悲田院町六七番地にあったが、玉出へ移転の際合併され、現在は管理・土木・下水の

三係となつてゐる。なお四〇年三月一五日南海通二丁目二四番地に庁舎新築し現在に至つてゐる。

住吉清掃区事務所（松原通三の二番地）

本所は当区および住吉区を管轄し、戦後全市が八清掃区となつた際住吉区粉浜東之町六四番地に設置をみたが、現在の庁舎が三八年三月完成し、翌四月から業務を開始した。

じん芥処理（四〇年度）

西成区総戸数	四〇、四四戸
うち 直営収集戸数	三八、七一五戸
業者 "	一、三五一戸
自家処理戸数	三六五戸
清掃道路延長	一一、三〇〇メートル
し尿くみ取	
西成区排出日量	二五一kl
うち くみ取処理	一九一kl
水洗浄化処理（推計）	五九kl
自家処理（推計）	一kl

沿

革

関西電力株式会社

難波営業所粉浜サービス店（住吉区粉浜本町一の一〇）

沿

革

市内の電気供給については、昭和一七年四月一日配電統制令によつて大阪市営から関西配電に統合されたが、当時は天下茶屋営業所および管下の各営業店により当区および住吉区方面の電気供給が行なわれていた。そして戦災難波営業所に吸収され、またもとの天下茶屋営業店（岸松通三丁目、現在大阪ガスの場所）および粉浜営業所（粉浜中三丁目五四）が廃され、三三年一〇月一日粉浜サービス店が置かれた。その管轄区域は事業内容の特殊性から特に限定されていないが、さきの両営業店の所管区域が主である。

大阪ガス南営業所（岸松通三の一六番地）

当営業所は昭和元年一二月二五日に開設され、大阪市の南部を管轄区域として現在に至っているが、現在当区のほか阿倍野・住吉・東住吉の各区を管轄し、約三一〇名の従業員を擁している。現建物は三五年四月の新築である。（鉄筋コンクリート地上三階建）

なお管内に花園町サービスステーション（昭和三〇年八月一日開設）を持っていたが、建物の老朽化に伴い、四一年九月一日をもつて廃止された。

第一〇章 公園・住宅・娯楽機関

一 公 園

本市公園の
実状

本市における公園は明治二十四年創設の中之島公園を最初として、以来七〇余年の間諸種の記念事業、あるいは都市計画・区画整理事業として公園増設に努められて来つたが、昭和三九年四月一日現在で市民一人あたりの公園面積は一・五平方メートルにすぎぬ状態である。殊に当区についてのみ見ると、区民一人あたりの公園面積は僅かに〇・二六四平方メートルで、全市平均六分の一、池田市の一三分の一、箕面市の八〇分の一という有様で、公園増設の事が痛切に感じられる。村政時代天神の森のくすのきや、十三間堀川沿いの松など、ところどころに豊かな緑が見られた趣きは、緑地が全く住宅密集地と化して殆んど失われ、わずかに天下茶屋公園（是齋屋跡）や天満宮の境内のくすのきなどにその名残りをとどめる程度である。

戦災後緑地保存の必要が特に認識され、戦災復興土地区画整理事業の実施とともに公園増設に努められ、本市でも三四年七月土木局から公園部を分離独立しその内容充実に努めた結果、現在開設の公園としては区内につきの一五カ所を数えるに至つてゐる。